

特集レポート

■ テレビ会議・電話会議・ウェブ会議の方法による取締役会について

テレビ会議・電話会議・ウェブ会議などの会議ツールを使って取締役会を実施することは、現在の商法からして問題なく実施ができる環境にあるようだ。商法では明記されていないが法務省の解釈見解により使用は容認されている。最初にその見解が出たのは、1984 年衆議院決算委員会での議員からのテレビ会議は商法に照らして許されるかの質疑で法務省は法解釈的には問題ないと答えている。

ウェブ会議については、テレビ会議の一部として、あるいは電話会議というベースがあってその上の資料共有によるウェブ会議であれば問題がないようだ。

ただし、テレビ会議・電話会議・ウェブ会議いずれにしても、会議として問題なく取締役の出席数(定足数)が満たされて、協議や意見交換が自由にできる状況であればという要件が付く。

法的には法務省がシステム構成や機器のスペックについては定めるところではないため、前述の要件に基づき各企業で自主的に判断することになる。

それ以外では、取締役会は商法で定められた法的機能なため、議事録等の記録・作成・場合により登記が必要になるが、その際の会議ツールを使っての取締役会で問題なく意見交換ができ審議ができたという記述を入れる必要があるというのがポイントになる。

また、反対に株主総会については、招集地の規定があるため現行の商法、または法務省の見解ではテレビ会議・電話会議・ウェブ会議の使用については認められていない。

無論、詳細な法的問題、専門性については専門家に譲るが、以下、取材及び調査などを通して管見を交え、可能な範囲でまとめてみた。(編集長 橋本啓介)

株主総会では実質的には難しいー招集地問題

法務省民事局に確認したところ、現行法上、テレビ会議及び電話会議を使った取締役会は合法と容認されているが、株主総会については「招集地の規定があること等によりこれを可能とする明確な見解がだされていないため、実務においては消極に解する。」ということで実質的にはできない。

招集地の規定とは、商法の第 233 条(株主総会を開催する場所)が該当する。同条では、株主総会の開催場所を定款で特別な定めをしていなければ、会社の本店(本社)のある地か、これに隣接した地で開催しなければならない」と規定しているので、同時に物理的に違う二ヶ所以上のところで開催するということとはできないということを示している。

従って、複数の地理的に違う場所を接続して行うテレビ会議や電話会議では上記の商法規定に抵触するため利用できないという見解になっている。また”会議体としての基礎を欠く”という解釈もあるので難しいという見方もある。

しかし、反対に取締役会については、開催場所についての制約はない。

テレビ会議方法による取締役会を認めた背景 平成 8 年に経団連などの声から法務省容認

現行法上でのテレビ会議や電話会議の方法による株主総会は難しい。しかし、取締役会については平成 8 年 4 月 19 日に規制緩和の一環として経団連から要望されていたこともあり、法務省がテレビ会議の方法による取締役会を容認した。

具体的には法務省民事局は「取締役間の協議と意見交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっている場合、すなわち、各取締役の音声と画像が即時に他の取締役に伝わり、適時的確な意見表明が互いに出来る仕組みになっていれば、テレビを利用して取締役会を開くことも

可能である」(平成8年4月19日法務省規制緩和等に関する意見・要望のうち、現行制度・運用を維持するものの理由等の公表について)と現行法においてテレビ会議の利用は可能という見解を出した。民事局参事官室に確認したところ、テレビ会議については実際のところ平成8年以前から容認していたとのこと。

電話会議方法による取締役会を認めた背景

平成14年法務省民事局発各法務局宛文書通知で容認

まずテレビ会議の利用が容認されたが、電話会議についてはしばらく認められなかった。それは“音声のみによる意見の交換であるため”会議体としての基礎を欠く“との考えからだった。

しかし、技術の進展と産業界などからの要望により、平成14年に認められることになる。同年12月10日、法務省民事局から各地方法務局局长あて文書が発出された。

それによると、「登記の申請書に電話会議の方法による(中略)取締役会議事録を添付した申請があった場合には、同議事録は、出席取締役が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる会議の議事録として、適式な取締役会議事録と認められるので、本件登記の申請については、これを認めて差し支えないものとする。」つまり、実質的にテレビ会議と同様に電話会議の使用を認めるとの見解が実質的に出たということになった。

米国では明文化している州法もある

現在の日本の商法では現行法に照らし合わせて問題がないということで、解釈ベースで容認しており、明文化はされていない。

現段階では、今後の日本の商法については明文化するかどうかの方向性は決まっていないようだ。

ちなみに、アメリカのビジネス法では、電話会議制度がデラウェア州法(米国ビジネス法実務ハンドブック 八代 英輝 著 中央経済社 参照)で明文化されている。

また、ちなみにアメリカの州法には、裁判などでのリモート宣誓証言、裁判官と弁護士との間での意見聴取、ビデオ訪

問(刑務所の囚人と遠隔地にいる弁護士とのテレビ会議によるミーティング)などでは、テレビ会議の利用を認めると明文化されていると聞いたことがある。

運用上の問題

ポイント:「出席取締役が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる会議である」ただし、具体的なシステム構成などは企業の判断に任せる

ところで、実際にテレビ会議や電話会議を取締役会で使用する場合での問題については、運営上の問題と議事録作成において注意する点がいくつかあるようだ。

詳細及び専門的な点については無論専門家に譲るとして、ここでは調べた範囲で基本的な点についてまとめてみたいと思う。

取締役会でのテレビ会議及び電話会議の利用については、運営上、「出席取締役が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる会議である」ことが大前提となる。

そうすると、それを実現するだけのシステム構成が必要になるが、法務省民事局によると、現行のテレビ会議システムであれば問題はないであろうとの見方を示していた。ただそれについては、法務省が規定する問題ではないため、基本的には上記要件に基づき各企業の判断に任せるとのこと。

回線・システム障害時などの定足数問題に注意

取締役会議が実際に開催され、その際に回線障害やシステムの不具合等が発生し、議事進行が難しくなった場合は、取締役会の定足数の問題(商法第260条の二:取締役会の決議方法)が発生する可能性がある。

定足数を満たさない場合は、商法上無効の取締役会開催となる。つまり適法に開催されたとはみなされない。ただし、ある出席取締役の回線障害などが発生したとしても、議事進行について定足数的に影響がなければその取締役会は適法に開催されたと見なされる。

取締役会議事録作成上の注意 電話会議の場合

取締役会は議事録作成の義務(商法第 260 条の四:取締役会の議事録とその閲覧)がある。

電話会議で取締役会を開催し法定の議事録を作成する場合は、以下の趣旨の文章を議事録内に記載する必要がある。まずは、「電話回線及び電話会議用装置からなる電話会議システムを用いて、取締役会を開催した。」ということ。つまり当該取締役会は電話会議システムを使用して行われたという記述を入れるということ。

そして、「電話会議システムにより、出席者の音声は即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることが確認され、議案の審議に入った。」といったシステムが会議開催の要件を満たしているという趣旨の文を議事録に入れる。

さらに、それによって「出席取締役が一堂に会するのと同様の相互に十分な議論を行うことができる会議である」など適法に開催されたということを示すことがポイントになる。(以上、法務省民商 3045 号 平成 14 年 12 月 18 日「電話会議の方法による取締役会の議事録を添付した登記の申請について」参照)

テレビ会議の場合

テレビ会議の利用の場合でも基本的には同じで、「テレビ会議システムを用いて、取締役会を開催した。」といった記述や、「テレビ会議システムは、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが確認されて、議案の審議に入った。」といった文を記載する必要がある。(商事法務 No.1458 「テレビ会議システムによる取締役会の議事録」参照)

また、テレビ会議や電話会議で参加してきた出席取締役については、当該出席取締役の場所についても議事録に記載するほうが妥当との見方が旬刊商事法務(No.1426「テレビ会議システムを利用した取締役会の運営」参照)示されている。

ウェブ会議は取締役会に使えるのか？

テレビ会議・電話会議を“超える”ものであれば問題ない

今までの内容を敷衍して、ウェブ会議が取締役に使えるかどうかだが、法務省民事局の見解は、テレビ会議や電話会議を“超える”ものであれば、問題ないと見ている。

つまり、ウェブ会議が電話会議やテレビ会議“上”で行われていればいいわけで、音声の部分がかたえば通常の電話回線であっても、インターネットの VoIP であっても問題ないと見る。要は、既述の要件が満たされていればウェブ会議で取締役会での資料を PC で共有して審議し決議を行うことも現行の商法下では可能ということだ。

ただ、取締役会の議事録を作成し、それが法務局にて登記する場合、“ウェブ会議”と書いてあれば、登記官により指摘及び説明を求められる可能性があるということ。

その場合ウェブ会議を電話会議システムと組み合わせて取締役会を行った場合は、議事録記載上は電話会議と明記するほうが無難のようだ。

これは、テレビ会議とウェブ会議のデータ共有を使って取締役会を行った場合は、テレビ会議と記載したほうが無難ということになる。

最適な使用端末は？

電話会議についてはポリコム、NEC、NTT などで通常市販されている電話会議端末や一般のビジネスホンでも問題はないと思われる。

ただ、テレビ会議については、繰り返すが法務省では必要な機器のスペックや回線種別や帯域は定めてはいないため、テレビ会議を使う企業が判断することになる。

テレビ会議端末については一般的なセットトップタイプのテレビ会議で充分だと思われる。また予算が合えばハイエンドタイプで申し分はないと思う。可能であれば2モニターなどで1画面は出席取締役の顔を表示し、できれば多画面分割を使い議長モードで行うと出席取締役と議長の顔が表示され、もうひとつの画面では、付議されている議題に関する資料を共有するという感じがベターな構成かもしれない。

最適な通信回線は？ 定足数問題に注意した回線品質の確保が必要 電話会議よりテレビ会議の方がややこしいかも

それでは、次にどういった通信回線等を使えばいいかということを考えてみる。

取締役会は商法で定められた法的機関なため、定足数について、取締役会開催中に回線が切れて定足数が満たなくなった場合は法的にその開催は無効になってしまうので注意すべき。従って、音声安定した品質の中で取締役会が行われる必要がある。

電話会議

まず電話会議については通常の電話回線が一般的だろう。また、回線が安定していればインターネット回線を使ったVoIPでも問題ないと思われる。

ただ、インターネットでのVoIPを使った場合の盗聴などの危険性も合わせて考えられる。それを回避するため、暗号化などを使うことも考えられるが、手間とコストを考えると、既存の電話回線かISDN回線などで行うのが妥当かと思われる。

テレビ会議

テレビ会議については、基本はISDNになると思う。しかし最近ではテレビ会議をIP環境で行う利用も増えているため、ISDNだけでなくIPの選択肢もあると思われる。

IPであれば盗聴防止も考慮したIP-VPNなどの閉じたセキュアな環境で行われるのであればベストだが、公衆インターネットを使ったQoSが保証されない環境では避けたほうがいいのではないと思われる。(最近では結構問題なくできる場合が多いと思われるので回線状況によるが、やってみないとわからないというのが公衆インターネットの実際のところ)回線状況が切れやすいと定足数問題が発生する可能性がある。

回線帯域については、主観的な評価だが最低384kbpsは欲しいところじゃないだろうか。たとえば、ISDNの128kbpsでも会議はできるが映像、音声のクオリティはやはり落ちる。

384kbpsで最近承認されたH.264などと組み合わせれば高品質な映像と音声環境で取締役会が行えるのではないだろうか。もちろん、512kbpsやそれ以上の余裕があればそれに超したことはない。

1996年6月25日号の旬刊商事法務では、「テレビ会議システムを利用した取締役会の運営」についての論文があるが、正直言ってこれを読むとテレビ会議を取締役会で使うのは非常に大変だという印象を誰もが持つと思う。

本論では、30フレームの話しやそれを確実に達成するためには、6.3Mbpsの専用線が必要ではないか、とか座席配置例、テレビモニターは全景用モニター、発言者用モニター、電子黒板用モニターなどのシステム構成を議論しているが、一般的には難しいと思う。

そのころのテレビ会議システムから比べ現在のテレビ会議システムの技術の進歩は格段で隔世の感があると言っても過言ではないと思う。

そういったことを考えると、当時の本論に出てきたほどのシステム構成でなくても、現在のポリコム、タンバーク、ソニー、VCON、VTEL、Huawei、アエスラなどのセットアップのテレビ会議システムやロールアウトタイプのテレビ会議システムひとつで充分取締役会議を行えると思われる。

電話会議システムを使うのであれば、ポリコムやNECやNTTなどが販売している電話会議端末を購入して即行えるという状況にはあると思える。

まとめ

システム構成や回線選択については基本的には日常のビジネスミーティングの成立要件を考えるのと同じではないだろうか。

いずれにしても、話しを総合すると、要は株主総会では現状では招集地の問題があってテレビ会議や電話会議の利用は難しい。しかし、取締役会では容認されているため、基本的に既述の要件だけを確認すれば、要件に合致しているかどうかの判断は企業側にあるので、一般的に考えるほど難しいというものではないと感じる。

つまり、その要件とは繰り返すが「適時的確な意見表明が互いにできる仕組み」という要件が各企業の主観によって満たせる状況であれば、行えるということ。その他について

は商法に規定されている取締役会の開催手順などを遵守した手続きを行えば問題はないということ。

これは、たとえば通常のビジネスミーティングであっても同じだと思う。この要件が満たされなければ、たとえば「テレビ会議ではミーティングは無理ですね。今度の機会か、実際にあってお話しましょう。」という感じになり、会議は成立しない。

テレビ会議で行った際の指摘されているひとつの問題は、テレビ会議によるため完全に発言が映像で見られているということ意識することと、また映像が記録される場合、発言が控えめになる取締役もでるのではないかとということ。

また持ち回りの審議が今後認められる可能性もありえるためテレビ会議の必要性を疑問視する見方もある。

しかし、素人考えだが、持ち回りこそ”会議体としての基礎を欠く“のではないかと感じる。持ち回りの可能性が出てきたというのは恐らく取締役会などの形骸化問題の指摘が根底にあるのではないかと推察する。

仮に持ち回りが将来法的に認められたとしても、即テレビ会議、電話会議は意味がないという議論は短絡的という気がする。持ち回りも可、テレビ会議も可、電話会議も可というように可能であれば選択肢を広げるという考え方が今後の商法改正に於いて必要な視点ではないのだろうかと感じる。

またテレビ会議・電話会議の商法における明文化については法務省民事局参事官室によると、解釈運用で現状問題がでていないため必要ではないのではないかと感じに取れた。つまり、今後の専門家による議論にゆだねるのが公式な見解と思われる。

しかし、明文化していると逆に混乱がないのではないかと考える。明文化されていないから自主判断となると逆に判断しづらいと感じるため、止めておいたほうが良いという判断も働く可能性はあると思う。そうすれば利用へとは動かない。

また、明文化されない、あるいはされるまでの、あるいはされてからの運用上のガイドラインを業界団体と法曹界が一体となって作成する必要があるのではないかと考える。そうすると、それが企業ユーザー側からして安心して判断する根拠になるため、利用促進には役立つのではないだろうか。

いずれにしても、株主総会を含め取締役会自体が形式

的になり内容的には形骸化しつつあるという問題は社会的に指摘されて久しい。即これらのテレビ会議システムや電話会議システムを取締役に導入すれば活性化され、形骸化問題が解消するかどうかはわからないが、取締役会のあり方、企業の意志決定を変えるきっかけになる可能性は持っているのではないかと。(終わり)

*運用面等については特に顧問弁護士の専門家等に相談しながら実施することをおすすめします。

CNA Report Japan(シーエヌエーレポート)

編集長 橋本 啓介 k@cna.jp

(CNA Report 特集レポート 2004年3月)